## 古賀市版環境カウンセラー制度 部会案

		審議会(中間報告)での意見	審議会(中間報告)での素案	部会案
	ボランティアの 名称	特に意見なし	①古賀市環境アドバイザー ②古賀市環境サポーター ※①、②を合わせた組織を「古賀市環境人材バンク制 度」とする。	①古賀市環境アドバイザー ②古賀市環境サポーター ※①、②を合わせた組織を「古賀市環境人材バンク制度」とする。
	登録の対象	特に意見なし	市民、もしくは市内事業所に勤務をする個人、及び市内に本拠地を持つか、市内で活動を行っている団体	市民、もしくは市内事業所に勤務をする個人、及び市内に本拠地を 持つか、市内で活動を行っている団体
· て		なるべく多くの方にサポーター登録してもらいた い。高校生以上という学歴は不要では	①環境に関する専門の知識や経験を持つ個人・団体 ②環境に関心のある高校生以上の個人、もしくは団体	①環境に関する専門の知識や経験を持つ個人・団体 ②環境に関心のある高校生以上の個人、もしくは団体
	養成講座・研修制 度・交流会など	・アドバイザーが講師となったり、活動報告会を養成講座としては。年10回程度行ってはどうか・アドバイザーが登録されていないジャンルの養成講座を行ってはどうか・サポーターの人たちを育成するサポーター養成講座を行ってはどうか・知識や関心があるが行動に移せていない方を対象に講座を開く、参加しやすい勉強の場を設ける→アドバイザーの質の担保につながる・サポーターにも報告書を書いてもらうことで人材育成につながるのでは	・年に1回、交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を開催する。 ・年に数回、会員のスキルアップを目的とした学習会を開く。講師を①が務める。 ・登録について、3年毎に更新する。	・年に1回、交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を開催する。 ・年に数回、アドバイザーのスキルアップを目的とした、アドバイザー同士の学習会を開く。講師をアドバイザーが務める。アドバイザー10人程度希望 ・登録について、3年毎に更新する。
	活動の形態 (個人か組織か)	・両方可	カウンセラー・サポーター各個人として活動を行うとともに、組織としての活動も併せて行う。	アドバイザー・サポーター各個人として活動を行うとともに、組織 としての活動も併せて行う。
	現在あるボラン ティアバンクとの 関わり	・他の制度と重複登録を可とするが、新しい人材の 発掘にはつながらないので要検討	野でも活動を希望する場合は、他のボランティアバンク	・環境に特化したボランティアバンクとして、他のボランティアバンクと住み分けを行う。 ・登録されたアドバイザー・サポーターが環境以外の分野でも活動を希望する場合は、他のボランティアバンクにも登録してもらう。
	活動の場	・活動の場がなければモチベーションが下がる。利 用する側への周知が大事	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・事業者のイベント、学習会	・市民の学習会・講演会 ・学校の学習会 ・事業者のイベント、学習会 ・市の主催事業
利	市民との関わり	特に意見なし	・各区成人学級、高齢者学級、女性学級の講座 ・区の育成会、PTCA行事などでの学習会や体験会 ・市内学習団体、ボランティア団体などでの学習会やイベント	・各区成人学級、高齢者学級、女性学級の講座 ・区の育成会、PTCA行事などでの学習会や体験会 ・市内学習団体、ボランティア団体などでの学習会やイベント
用につい	学校との関わり	特に意見なし	・学校の授業での講話・体験活動 ・学校の課外授業での体験活動 ・学童保育所における講話・体験活動 ・幼稚園、保育所などでの体験活動	・学校の授業での講話・体験活動 ・学校の課外授業での体験活動 ・学童保育所における講話・体験活動 ・幼稚園、保育所などでの体験活動
いて	企業との関わり	・中小企業では難しいのでは ・企業にPRする際に、CSR活動としてアピールで きることや企業内の人材育成となることを強調すべ き	・事業者の従業員への環境学習 ・事業者の環境分野におけるCSR活動の支援 ・事業者が行うイベント等での講演・体験活動の支援 ・事業者の活動紹介の支援	・事業者の従業員への環境学習 ・事業者の環境分野におけるCSR活動の支援 ・事業者が行うイベント等での講演・体験活動の支援 ・事業者の活動紹介の支援
	利用者の負担 (有料、無料)	特に意見なし	・利用者が環境カウンセラー、サポーターを招く場合の 講師料は無料とする。 ・会場費、資料の印刷代、材料費、保険料等がかかる場 合は利用者の負担とする。	・利用者が環境アドバイザー・サポーターを招く場合の講師料は無料とする。 ・会場費、資料の印刷代、材料費、保険料等がかかる場合は利用者の負担とする。必要な情報提供を事務局が行う。
その他			・環境教育プログラムについては、事務局が作成した様式を基に、各カウンセラーが作成する。 ・作成した環境教育プログラムについては、登録プログラム一覧として公開し、利用者が選べるようにする。 ・環境教育プログラムの内容については、市の環境に関する方針(古賀市環境基本計画等)に沿ったものについてのみ、登録を行う。	和5年度の目標値として「環境カウンセラー(アドバイザー)の登録数30人、「環境教育プログラム実施数30回/年」とある。
	その他	・周知方法として、広報紙だけでなく、回覧版の活用をする		